


令和6年能登半島地震 被災届出証明書（事業者用）のご案内

令和6年能登半島地震によって被害を受けた事業者が「富山県なりわい再建支援補助金」、「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」、「富山県震災特別融資」等の公的支援を受ける際に、地方自治体が発行する被災届出証明証等の書類提出が必要となります。

1 申請受付について

下記のいずれかで申請してください。

No.	申請方法	手続き方法	備考
1	電子申請	市 HP から「マイナポータル（ぴったりサービス）」にアクセスし申請	射水市ホームページ 
2	メール申請	市 HP から申請様式をダウンロードし、市商工企業立地課へ電子メールで提出	
3	窓口/郵送申請	各窓口で申請書類を入手し、市商工企業立地課へ提出（郵送可） ※様式は市 HP からダウンロード可	窓口：市庁舎、射水商工会議所、射水市商工会

2 受付期間について

各種公的支援（補助、融資）が終了するまで随時受付します。

3 申請対象者について

射水市内に本店又は事業所を有する事業者

4 留意事項について（必読）

（1）共通事項

- ・本届出証明書は被害の程度を証明するものではありません。また、補助金の交付や融資の実行を確約するものではありません。
- ・被災資産欄には、被災した事業用資産（不動産、動産）を記入してください。
- ・原則、現地調査は行いません。

（2）電子申請

- ・マイナンバーカードは不要です（ログイン不要）。
- ・申請者情報の生年月日欄は、平成17年11月1日を入力してください。
- ・電子申請による被災資産の入力可能件数は10件までとなります。11件以上ある場合は、メール申請又は窓口（郵送）申請により申請してください。

（3）メール及び窓口/郵送申請

- ・被災資産記入欄が不足する場合は適宜追加してください（様式自由）。

5 届出証明書の発行（交付）について

受付後、審査を終えたものから順に電子メール又は郵送で送付します。

お問合せ・提出先	メールアドレス	電話番号
〒939-0292 射水市小島 703 番地 商工企業立地課（大島分庁舎1階）	kigyoushien@city.imizu.lg.jp	0766-51-6675

※射水市課税課（本庁舎2階）では受付できません。